

議案第 21 号 三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】 市内の企業立地促進地区への企業誘致を引き続き促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、三田市企業立地促進条例の失効期日を延長する。

【内 容】 失効期日の延長（付則関係）

【現行】

付則 2 この条例は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【改正】

付則 2 この条例は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【施行期日】 公布の日

【予算措置】

【その他】